

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

「アルベルゴ・ディフーズ」の資源を活用したブランディング・プロモーションによる地域経済活性化プロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県矢掛町

### 3 地域再生計画の区域

岡山県矢掛町の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

売りになる観光コンテンツはあるが、矢掛町から発信されているコンテンツは旅慣れた旅行者の気持ちを喚起させるのには十分とはいえない。そのため情報発信のルートやターゲットやコンテンツの設定などを根本的に革新し観光客増加につなげる必要があるにもかかわらず、そこまで情報発信自体ができていないことが課題。（観光客が30人しか来ない日もある。）

加えて観光客数が増加しないため、現状では若い人の雇用を創出できず、人口・就業人数が減少し続けていることも課題。

またそもそも定性・定量共に正確な現状把握が全くできていないため、まずは正しい現状把握をする必要があることも課題。

矢掛町人口推移	H2	17,306人	H17	15,713人	H27	14,201人
矢掛町就業人数	H2	9,532人	H17	7,772人	H27	6,390人
矢掛町入込客数	H27	284,917人	H30	296,656人		

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

観光客数、旅行消費額を増やし、地域産業が活性化することにより、若者の働く場が生まれ、地域住民の満足度が上がり、人口減が抑制できるようになるこ

とが理想の将来像。

矢掛町は旧矢掛本陣石井家住宅などの歴史的町並みが有名。また平成30年6月にイタリア・アルベルゴ・ディフーズ協会から「アルベルゴ・ディフーズ（分散型ホテル）・タウン」として「矢掛町」が、また、「アルベルゴ・ディフーズ」として宿泊施設「矢掛屋」が認定を受けた。「アルベルゴ・ディフーズ・タウン」の認定は世界初、「アルベルゴ・ディフーズ」の認定はアジア初となっている。他市町村にはない、本町だけの地域特性が存在する。この地域特性を生かし、人口減少に歯止めをかけられる直接的な施策を集中的に実施することで、「矢掛町に安定した雇用を創設する」「矢掛町への新しい人の流れを作る」「若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える」「時代にあった地域を作り、安心な暮らしを守る」という将来目標を着実に前に進めていく。

#### 【数値目標】

KPI	事業開始前 (現時点)	2021年度増加分 1年目	2022年度増加分 2年目
観光客入込客数(人)	324,000	15,200	15,200
年間宿泊客数(人)	7,390	522	522
観光消費額(日帰り観光客+宿泊 観光客)(円)	22,354	812	812
一般財団法人矢掛町観光交流推進 機構のサイトアクセス数(PV)	32,567	7,473	7,473

2023年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
15,200	45,600
522	1,566
812	2,436
7,473	22,419

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

##### ① 事業主体

2に同じ。

##### ② 事業の名称

岡山県矢掛町，魅力的な観光地としての町づくり地域創生事業

##### ③ 事業の内容

観光客数を上げるために，以下の事業を行う。

##### ① .文化発信・住民と観光客の交流イベント定期開催事業

→○. 矢掛町観光ブランドを訴求できる効果的なイベントを実施

初年度に地域住民と検討したイベント企画案を次年度以降に実施していく。日本文化を体験できる様々なイベントの他，文化や歴史を学べる講座，アニメイベント，各種音楽イベント，演劇，落語など地域の方々と一緒に楽しめるイベントを定期開催し，同時に観光客と住民の交流を促す仕掛けを作る。地域の方々の知人ができることで，矢掛町へ転居してくる人を増やしていく他，KPIの観光客と観光消費額，サイトアクセス数を増やしていく。開催場所は主に矢掛屋と隣接のやかげ町家交流館を想定している。

##### ② .近隣県，及びインバウンド向けプロモーション事業

##### ③ .首都圏向けプロモーション事業・デジタルプロモーション事業

→○. 正しい現状把握のために観光客モニター調査，観光客実態調査，市場調査事業を実施し，PDCAを回しながら，効果的なプロモーションを実施。リピーターや口コミを促していく。ターゲットに初期想起されるレベル感の認知度向上活動を行ない「行ってみたい」「泊まってみたい」へ好感度をブラッシュアップさせていく。主にセールスではなくマーケティングとPRの手法を活用し，さらにデジタルマーケティングを主眼に置いて事業を実施する。

#### ④ . 協議会設立・運営

→町民の代表が参加する集客・プロモーション会議を定期開催

・パンフレット作成委員会：矢掛町の魅力について全体の概要が把握可能な総合パンフレットとホームページを作成する。SNS で発信する。一覧性や口伝えをサポートするためには、現代においても紙媒体は必要不可欠。

・営業調整委員会：観光施設，宿泊施設，旅行エージェントの営業先に重複や漏れがないように，最適効率を目指す。

・ブランドイメージ統一委員会：観光客が撮影する写真や映像で矢掛町だと瞬間に連想してもらえるようなデザインルールを策定し，町全体で観光客数アップ促進活動を展開する。案) 矢絰の柄模様で統一する。

・町全体を挙げたプロジェクトとなるため，話す順番であったり招く人によってプロジェクトの成否が左右される場合があり，それも含め整合的かつ系統的なプロジェクトマネジメントが最重要ポイントとなってくる。そのため地方創生に精通した人材を専従とする。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

行政は事業推進体制や拠点の整備，矢掛屋を核とした「歴史の聖地」としての地域ブランド形成等の初期支援を行うが，事業2年目以降はコンソーシアムが主体となって個別事業を立ち上げ，各事業収入の確保と推進主体の法人化を通じて4年目以降の単年度黒字経営の達成を目指す。

##### 【官民協働】

民間事業者を中心としたコンソーシアムを設立してこれを事業主体とし，町単独事業の実施を通じて関与する場合を除き，町は支援や必要な調整を行うというのが基本的な役割分担。コンソーシアムにはオブザーバーとして出席することを想定。一方で，事業の体制整備や立上げにおいて，リスクが過剰に民間側にいかないように，例えばハードの帰属の在り方については別に検討。なお，交付金の交付期間である3か年度経過後には，出来るだけ早期に自立的運営に移行することを想定。

##### 【地域間連携】

地域連携の取組は以下の2点。

### ①広域市町村

近隣の県南西部の自治体等（笠岡市，井原市，浅口市，里庄町，矢掛町，商工会，JA，漁業組合，観光団体等）で組織している井笠広域観光協会との連携により，これら市町との広域での周遊ルートの開発や共同イベントの開催等の広域観光化を進めるとともに，広域観光協会と連携したプロモーションにより誘客の広域化を図る。

### ②アルベルゴディフーズ

①とは別の地域連携として，本事業において，その特徴はイタリアの地域再生モデル「アルベルゴディフーズ」手法の活用であるが，国内他地域にも同様にアルベルゴディフーズに倣い地域再生を目指す地域がある。（例えば，北海道，秋田県藤里町，東京都谷中等）

本事業の実施あたっては，これらアルベルゴディフーズ構想をモデルとして地域再生に取り組もうとしている自治体・地域とも連携することで，日本でのアルベルゴディフーズの認知度をより一層高められるとともに，世界に向けて日本での取組み状況をより効果的に発信していくことができると思う。

### 【政策間連携】

本町独自の地域資源である歴史的町並みを活かし，その土地に根付く観光資源の価値を高め，効果的なプロモーションを行うことで，観光客の増加による地域所得の増加，長期滞在者や移住者の獲得，地元住民の生き活きと働く場の創出等の効果が期待できる。

### ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

### ⑥ 評価の方法，時期及び体制

#### 【検証方法】

毎年度9月頃、外部有識者による検証会議を開催し、実施事業の具体的な説明と数値目標及びKPIの達成状況を行う。今後の事業の進め方について、外部有識者の意見をいただきながら、検討を行う。

#### 【外部組織の参画者】

地方創生事業検証会議（備中西商工会，矢掛屋，岡山商科大学，矢掛町

議会，中国銀行，公共職業安定所，山陽新聞，町民代表が参画見込)

#### 【検証結果の公表の方法】

本町HPに掲載することにより公表

#### ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 140,000 千円

#### ⑧ 事業実施期間

2021年4月1日から2024年3月31日まで

#### ⑨ その他必要な事項

特になし

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について，7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。